される欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。

6　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　「（②－当該事業年度前の④の合計額）」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。

(2)　令和５年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに同条第２項に規定する超過控除対象額を含めて記載すること。

7　「翌期繰越額⑤」の欄は、法人税法第59条第３項又は第４項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により計算した金額を記載すること。